

臨床心理職国家資格推進連絡協議会会則

制 定：平成 17 年 4 月 2 日
最近改定：平成 24 年 4 月 1 日

第 1 章 名称及び目的

- 第 1 条（名称） 本会は「臨床心理職国家資格推進連絡協議会」と称する。
- 第 2 条（事務局） 本会の事務局は当分の間、日本心理臨床学会事務局内におく。
（〒113-0033 東京都文京区本郷 2-40-14、山崎ビル 501）
- 第 3 条（目的） 本会は所属する団体の協議によって臨床心理職の国家資格創設のために必要とされる活動を行う。
- 第 4 条（事業） 本会は前条の目的を達成するために次のことを行う。
- (1) 臨床心理職国家資格推進についての必要な会合と協議
 - (2) 広報連絡活動、関連する諸団体、諸機関との連絡調整活動
 - (3) 国家資格創設のための国会議員連盟への支持
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第 2 章 組織及び運営

- 第 5 条（会員団体） 本会の目的に賛同し、入会の承認を得た団体を会員団体とする。
- 2 入会を希望する団体については、幹事会でその入会を協議し、総会の承認を得る。
 - 3 入会を承認された会員団体は、代表(会議出席)者および連絡担当者の登録を行う。
 - 4 代表(会議出席)者は、各団体 2 名までとする。ただし、会員数 5,000 名以上 10,000 名未満の団体は 1 名を、会員数 10,000 名以上の団体は 2 名を加えることができる。
 - 5 各会員団体は、代表(会議出席)者の数に関わりなく、各 1 個の議決権を有する。
 - 6 会員団体とは別に、連絡団体として総会へのオブザーバー参加と関係情報の提供を希望する場合は、幹事会と総会の承認を得て、その登録と参加を行うことができる。
- 第 6 条（総会） 総会は、各会員団体より登録された代表(会議出席)者をもって構成し、協議する。
- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
 - 3 総会は、会員団体の過半数の出席をもって開催する。
 - 4 総会の議決は、出席会員団体の過半数の賛同をもって決する。
 - 5 総会の開催に当たり、出欠回答時に会員団体よりの代理人出席の提出をした場合は、代理出席を認める。
 - 6 議決において、賛否同数となった場合は議長が決する。
 - 7 総会には、各会員団体から推挙され、幹事会によって許可されたオブザーバーの出席を認めることができる。
 - 8 総会の議事については、議事録を作成し事務局に備え置く。
- 第 7 条（役員） 本会に次の役員をおく。
- (1) 会長 1 名
 - (2) 幹事 5 名
 - (3) 事務局長 1 名
 - (4) 監事 2 名
- 第 8 条（幹事会） 幹事会は、会長、幹事、事務局長で構成し、会の運営にあたる。
- 2 幹事会は、幹事の過半数が出席し、その過半数をもって議決する。

第9条（会長）会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 会長は、総会において選出する。

第10条（幹事）幹事は会長を補佐し、会の運営にあたる。

2 幹事は、総会において五つの会員団体を選出し、それぞれの代表(会議出席)者の中より各1名を各会員団体が指名する。

3 幹事を指名した会員団体において改選等により変更の必要が生じた場合、新たな代表（会議出席）者を指名することができる。

第11条（事務局長）事務局長は、本会の全般の業務に関する管理・運営・調整を行う。

2 事務局長は会長の指名により推挙され、総会で承認された者とする。

第12条（監事）監事は、本会の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、総会において選出する。

第13条（任期）役員任期は3年とし、重任は妨げない。

2 第10条第3項の変更幹事の任期は、前任者の任期の満了時までとする。

第14条 役員選出に関する事項は、総会の議決により、会長が別に定める。

第15条（会計）本会の会計は、会員団体等からの会費及び寄付をもってあてる。

2 会費は年一口10,000円とする。

3 総会および幹事会等への出席のための交通費等は、所属会員団体が負担する。

4 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条（変更）本会則は、第6条3項に関わらず、総会の議決権の3分の2以上の同意によって変更することができる。

第17条（解散）本会の存続は、国会における法案の施行までとする。それ以降に関しては、改めて幹事会で協議し、総会で決する。

附 則 本会要項は平成17年4月2日発効とする。

②本要項は当分の間、暫定的に設けるものとする。

附 則 本会要項は平成18年12月10日発効とする。

附 則 本会要項は平成21年5月10日発効とする。

附 則 本会会則は平成24年4月1日発効とする。（要項を会則に変更）